

## 西宮市止水板設置助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の公共下水道区域内において、住宅、店舗、事務所等における止水（防水）板（以下、「止水板」という）の設置、及びその設置に伴う関連工事（以下、「止水板設置工事」という）を行おうとする者に対し、その設置にかかる費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、内水による浸水被害の履歴がある地域、または内水による浸水被害のおそれのある地域において、浸水による被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 止 水 板 建築物の出入口等に設置し、浸水に耐える金属板等の丈夫な材質で一定の止水性能を有し、取外し又は移動が可能なものとする。
- (2) 関 連 工 事 止水（防水）効果（以下、「止水効果」という）を補完し、又は高めるため、止水板設置工事と一体として実施するもので、次のものをいう。
  - ア 外構の防水工事
  - イ その他西宮市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という）が必要と認めるもの

### (助成対象施設)

第3条 助成交付の対象となる施設は、西宮市下水道事業計画区域内の既存の住宅、店舗、事務所等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設については、助成対象より除外する。
  - (1) 止水板を設置しようとする建物等が、建築基準法に定める建物でないとき。
  - (2) 建築確認済証の交付日が平成28年（2016年）5月1日以降である建築物（ただし、半地下構造等への改築を除く建物の増改築、耐震化等に伴う建築確認申請は含まない）。
  - (3) 既に市の助成金を受けて止水板施設を設置したことがある土地又は住宅（ただし、設置後10年経過した施設については特例を設ける）。
  - (4) 住宅リフォーム助成制度を利用し止水板を設置した建物、または設置しようとする建物。
  - (5) 前4号に掲げるもののほか、管理者が助成金の交付を不相当と認めた建物。

### (助成対象者)

第4条 管理者は、西宮市止水板設置助成金交付要綱（以下、「要綱」という）第3条に掲げる建物等の所有者、又は所有者の同意を得た使用者に対し助成を行う。

- 2 前項の規程に係らず、次の各号に該当する場合は、助成対象より除外する。
  - (1) 使用者、又は建物・土地所有者が市へ納めなければならない税金を滞納しているとき。
  - (2) 販売を目的とした建物等に販売者が止水板を設置するとき。
  - (3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体。
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が助成対象者として不相当と認めた者。

(助成金の額等)

第5条 止水板設置の助成金の額は、止水板の購入費及び工事費等の合計額の2分の1に相当する額を上限とする。ただし、一つの建物等につき助成限度額は500,000円とし、千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年4月1日から翌年1月31日(土日・祝日・年末年始等の閉庁日を除く)までの間に、かつ、止水板を購入、設置する前に、西宮市止水板設置助成金交付申請書(様式第1号)に必須事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 対象建物等の位置図(住宅地図コピー等も可)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 止水板を設置する建物・土地の所有者の承諾書(様式第3号)※申請者が所有者の場合は省略可
- (4) 使用する止水板の記載のある製品パンフレットのコピー等(様式第3号別紙、必須)
- (5) 止水板を設置する建物等の使用者の住民票(申請者が法人の場合は不要)
- (6) 登記簿謄本(建物、土地、会社※)※申請者が個人の場合は建物と土地のみ
- (7) 同意書(様式第4号)
- (8) 止水板設置予定場所の写真
- (9) 工事設計図(平面図、構造図)
- (10) 工事見積書(写し可)
- (11) その他、管理者が必要と認める書類(例;賃貸借契約書、家主の承諾書など)

(交付承認及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査(虚偽の申告でないことを確認するための現地確認を含む)して交付の適否を決定し、適当と認めたときは西宮市止水板設置助成金交付承認通知書(様式第5号)により、適当でないとしたときは西宮市止水板設置助成金不交付通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の申出)

第8条 前条の規定により助成金の交付承認を受けた申請者(以下「交付申請者」という。)が、申請内容を変更しようとするときは、その旨を管理者に申し出なければならない。ただし、止水板の設置位置の変更、止水板の構造や仕様の変更など、重大な申請内容の変更を伴う場合は、要綱第9条に記載する申請の取下げを行い、再度、変更した内容で申請を行うこととする。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、西宮市止水板設置助成金取下届(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 交付申請者は、止水板の設置工事が完了したときは、その工事が完了した日から30日以内、又はこの交付承認を受けた日の属する年度の2月末日（2月末日が閉庁日の場合はその前の開庁日）のいずれか早い日までに、西宮市止水板設置工事完了報告書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真（止水板全体が分かるものと建物等を含めた全景が分かるものを提出しなければならない）
- (2) 工事中の写真
- (3) 工事出来高書及び領収書等（写し不可）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 管理者は、前条の規定に基づく報告書を受領したときは、完了検査を実施し、必要な場合には助言・指導を行い、又は条件を付することができる。

(確定通知)

第12条 管理者は、前条の完了検査において助成金の交付承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付申請者に西宮市止水板設置助成金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。また、適合しないと認めるときは、交付承認者に西宮市止水板設置助成金不交付通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条の2 交付申請者は交付額確定通知を受領した後、次の各号に掲げる書類を添えて、西宮市止水板設置助成金交付請求書（様式第10号）を、交付額確定日から30日以内、又はこの交付承認を受けた日の属する年度の3月末日（3月末日が閉庁日の場合はその前の開庁日）のいずれか早い日までに管理者に提出しなければならない。また、管理者は、請求書を受領した後は、速やかに助成金を交付することとする。

- (1) 西宮市止水板設置助成金交付額確定通知書の写し
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(交付承認の取消し)

第13条 管理者は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、助成金の交付承認の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条の規定に基づく報告書が、工事が完了した日から30日以内、又はこの交付承認を受けた日の属する年度の2月末日（2月末日が閉庁日の場合はその前の開庁日）のいずれか早い日までに提出されないとき。
- (2) 交付額確定日から30日以内、又は助成金の交付承認を受けた日の属する年度の3月末日（3月末日が閉庁日の場合はその前の開庁日）のいずれか早い日までに西宮市止水板設置助成金交付請求書（様式第10号）が提出されないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

- (4) 助成金の交付承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他、管理者が助成金の交付を不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第14条 管理者は、前条の規定により助成金の交付承認を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(維持管理等)

第15条 助成金の交付を受けて止水板を設置した者は、助成金交付の日から10年以上当該施設を存続させなければならない。また、当該施設が廃止されない限りにおいて、その適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 助成金の交付を受けて設置した止水板、または止水板設置に伴う工事により、助成金の交付を受けた者又は第三者に事故、問題等が生じても、市はいかなる責も負わない。
- 3 助成金の交付を受けて止水板を設置した者が、転居等に伴い当該施設を第三者に譲渡するときは、その譲渡を受ける者に前2項を承継させなければならない。
- 4 止水板を設置した後に建物等への浸水被害が発生した場合において、市はいかなる責も負わない。

(立入検査)

第16条 管理者は、助成事業の適正な執行を確保するために、助成金の交付後、必要に応じて止水板の設置状況を現地において確認することができる。

- 2 助成金の交付を受けて止水板を設置した者、又は譲渡を受けた者、及び止水板を設置した建物・土地の所有者は、前項の規程により私有地内へ立入る場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。